平成２２年（フ）第３３９号
山口県下関市綾羅木南町２丁目８番26号
シーサイド綾羅木Ｂ101、住民票上の住所山口県長門市三隅下3539番地
債務者　石津　詠子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６号
山口県下関市西観音町８番３号
債務者　治田　康昭
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第７号
山口県下関市西観音町８番３号
債務者　治田　映子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
山口県下関市秋根新町７番６―809号　公団住宅
債務者　山本　芳子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１３０７号
北九州市八幡西区瀬板１丁目１番13号
債務者　山迫　惠子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３８号
北九州市小倉北区今町１丁目２番２―506号
債務者　藤原　幹久
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５３号
北九州市小倉北区南丘２丁目７番24号
債務者　江口久美子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４３号
大分市高江南３丁目33番地の６
債務者　矢須田　剛
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８７０号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目７番15号城西ハイツ101号
債務者　神之田政伸
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２６号
鹿児島県鹿児島市平川町771番地２
債務者　内山　賀奈
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２号
鹿児島県指宿市山川金生町108番地
債務者　寺師　謙一
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第３号
鹿児島県指宿市十二町548番地４市営高野原団地34
債務者　黒岩　良子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１６９号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷735番地９
債務者　永吉　健次
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目５番35号　カーリクマンション202号、旧住所鹿児島市三和町65番９―102号
債務者　清水　奈奈（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
金沢市山の上町１番20号　高道荘18号室、従前の住所金沢市笠市町６番４号
債務者　髙桑　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
金沢市四十万町北カ78番地、住民票上の住所石川県七尾市古府町ね部６番地７
債務者　米田　桂子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２２９号
滋賀県近江八幡市古川町1173番地34
債務者　西村　竜太
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１２５１号
京都市西京区大枝塚原町５番地127
債務者　國塩　　修
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係